

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回 児童の放課後対策審議会
開 催 日 時	平成29年10月31日(火) 15時00分から17時00分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 第5集会室
出 席 者	委 員：荒木委員、植田委員、大西委員、栂山委員、後閑委員、代田委員、 事務局：浄内社会教育部長、人見社会教育部戦略監、山口社会教育部次長、 奥野社会教育課長、あべ木放課後子ども課長、木村社会教育課課長代理、 北田放課後子ども課課長代理、宮澤社会教育課係員
欠 席 者	委 員：遠藤委員
案 件 名	【報 告】 1. 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について 【案 件】 1. 放課後子ども教室 モデル事業について 2. 児童の放課後対策に関する基本計画について
提出された資料等の名 称	資料1 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について 資料1-1 児童用アンケート調査用紙 資料1-2 保護者用アンケート調査用紙 資料2 留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査の集計及び分析について 資料3 放課後子ども教室モデル事業について(案) 資料4 児童の放課後対策に関する基本計画に盛り込むべき内容(案) 参考資料1 第1回児童の放課後対策審議会 会議録(案) 参考資料2 児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方 参考資料3 児童の放課後の過ごし方(時間) 参考資料4 用語の取り扱いについて 参考資料5 今後のスケジュールについて
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども教室モデル事業(案)について、委員の意見を踏まえ児童の安全面や人員配置の基準等を整理し、次回の審議会にて再度、審議することとした。 ・児童の放課後対策に関する基本計画に盛り込むべき内容(案)について、委員の承認を得た。 ・留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について、事務局より報告した。 ・児童の放課後対策審議会における用語の取り扱いについて、会議録作成時等には用語を統一することとした。 ・今後のスケジュールについて、事務局より報告した。

会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1人
所管部署 (事務局)	社会教育部 社会教育課・放課後子ども課

審 議 内 容

大西会長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまより「第2回児童の放課後対策審議会」を開催いたします。

委員の皆様には、公私ご多用のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

では早速ですが、事務局より委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局 本日の出席状況ですが、委員 11 人のうち、出席委員 10 人となっており、枚方市附属機関条例第 5 条第 2 項により、会議が成立していることを報告させていただきます。

大西会長 ありがとうございます。はい、事務局。

事務局 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規定第 3 条に基づき、本会議は公開となっており、本日、傍聴の方がおられますので、ご報告させていただきます。なお、配付資料は傍聴者の閲覧に供しますが、会議終了後に回収させていただきますので、ご協力方、よろしくお願いいたします。

次に、お手元に配付の資料の確認をさせていただきます。

まず、「次第」でございます。次に、資料 1 「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について」、資料 1 - 1 「児童用アンケート用紙」、資料 1 - 2 「保護者用アンケート用紙」、資料 2 「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査の集計及び分析について」、資料 3 「放課後子ども教室 モデル事業について (案)」、資料 4 「児童の放課後対策に関する基本計画に盛り込むべき内容 (案)」、参考資料といたしまして、参考資料 1 「第 1 回児童の放課後対策審議会 会議録 (案)」、参考資料 2 「児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方」、参考資料 3 「児童の放課後の過ごし方 (時間)」、参考資料 4 「用語の取り扱いについて」、参考資料 5 「今後のスケジュールについて」でございます。

以上、資料の過不足はございませんでしょうか。

ありがとうございます。資料の確認は以上でございます。

なお、参考資料 1 「第 1 回児童の放課後対策審議会 会議録 (案)」につきまして、逐語の記録につきましては現在作成中で、後日、委員の皆様にも内容の確認をお願いさせていただく予定でございますが、今回、会議の概要や決定事項等、総括の部分を資料として提出させていただいております。よろしくお願いいたします。

大西会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、第 1 回の審議会の決定事項は参考資料の 1 「第 1 回審議会 会議録 (案)」に記載とのことです。本日、第 2 回の報告及び案件は、前回の決定事項に基づき審議を進めていきますので、よろしくお願いいたします。

本日、「次第」には、「報告」案件が 1 件と、それから「案件」として、審議案件とが 2 件、となっております。「報告」は後にさせていただいて、まずは「案件」ほうから審議に入りたいと思います。それでよろしいでしょうか。

それでは、まず、案件 1 「放課後子ども教室 モデル事業について」、事

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

前回の審議会におきまして、放課後子ども教室のモデル事業について、委員の皆様の見解を踏まえ、事務局から内容等の提案を行うということになっておりました。

お手元の資料3「放課後子ども教室 モデル事業について（案）」をご覧ください。平成31年度をめぐりに事業実施を予定しております「放課後子ども教室」事業につきまして、平成30年度、小学校数校を選定し、事業内容を限定して試行的にモデル事業を実施することにより、より効果的・効率的な事業スキームの構築を図ってまいりたいと考えております。

モデル事業対象校の選定は、市内45小学校から、枚方市コミュニティ連絡協議会のブロックの別（北部・東部・中部・南部）で、それぞれ1校を選んで実施と考えております。

選定に当たりましては、学校運営全体に与える影響をはじめ、既存の留守家庭児童会室事業や放課後自習教室事業、さらには学校休業日の土曜日等に実施の枚方子どもいきいき広場事業等に与える影響や調整する課題ができるだけ具体的に把握できるよう、それらの事業が継続的かつ安定して一定の規模・回数で展開されている小学校を選定したいと考えております。

実施期間につきましては、第1クールとして、5月14日から7月31日までの最大55日、第2クールとして、10月1日から12月21日までの最大60日というように、分けて実施したいと考えています。

次に、実施の内容の種別についてですが、Aパターンとして、校庭又は体育館、図書室の自由開放を行うもの、Bパターンとして、Aパターンの内容に加え、定期・随時の体験活動等の教室を開催するものの2種類といたします。実施時間は、第2クールの時期は日没が早くなりますのでそれに合わせまして、第1クールより早めて午後4時半を終了時間にしたいと考えています。

学校別の実施区分についてですが、第1クールにAパターンを実施しまして、第2クールにBパターンを実施するというのを2校、第1クールにBパターンを実施しまして、第2クールにAパターンを実施するというのを2校というふうに、実施パターンを入れ替えた形で実施できればと考えています。これは、体験活動等の教室の有無や実施時期による違いなどが検証できるように設定したものです。

次に、モデル事業の実施方式と実施体制についてですが、対象校4校一括の事業委託で実施できるよう、類似事業の運営実績等を有する企業または公益法人、NPO等による実施を考えております。

裏面に移っていただきまして、人員の配置基準をごらんください。

第1回の審議会でご意見、「3間の実現のためには、子どもたちに関する専門性を持った大人のかかわりが必要ではないか」等のご意見を踏まえまして、Aパターン、Bパターンともに、活動の総括とともに児童の活動の支援も行えるよう、専門的知識を有する有資格者、もしくは子どもに関わる仕事の経験のある者を総括責任者として配置するとともに、安全指導員と、Bパ

ターンにおいては体験活動等の教室実施に係る教室指導員を配置するものといいたします。

なお、いずれの場合におきましても、いま行われております放課後自習教室は現状の枠組みで継続することといたします。

また、第1クールには7月21日以降の夏季休業中の期間が含まれております。モデル事業の実施にあたり、土曜日の実施を含めるかどうか、また三季休業中の実施等をどう考えるのかにつきましても、委員の皆様から是非ともご意見を賜りたいと考えております。

モデル事業の説明は以上でございます。

大西会長

ありがとうございます。放課後子ども教室モデル事業につきまして、ただいま事務局から提案がありました。モデル事業としてはどのような実施方法がより効果的なのか、保護者だけではなく児童の側に立って考えたときに、より良い、またはよりふさわしい放課後の過ごし方はどういうものなのか等、いろいろと考えていきますといろいろと議論を呼ぶところではないかと思ひます。そういうあたりで、このモデル事業につきまして、皆様からご意見を頂戴したいと思ひます。どなたからでも結構ですので、どうかよろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。

代田委員

代田です。よろしくお願ひいたします。

先ほどのご説明の中で、最後にご提起いただいた、その実施期間のところでもまず口火を切らせていただこうと思ひております。

実施期間に、第1クールには夏休みの一部、7月31日まで含まれるということでした。そのほか、土曜日の実施についてもどうするのかを検討していくということですが、モデル事業の目的といたしまして、既存のさまざまな事業に対する影響ですとか、その調整を測定するというのも一つの目的に含まれるかと思ひます。特に留守家庭児童会室で言いますと、放課後とのつながりもですが、やはり、授業がある日の放課後以外のこの三季の休みに、おそらく利用頻度といいましようか、利用児童数が高くなると思ひますので、実は調整が必要になってくる期間というのは、その夏休みや冬休みや春休みではないかということが想定されます。

そういう観点に立ちまして、夏休み、冬休み、春休みの留守家庭児童会室の利用具合といいましようか、実績といいましようか、果たしてその調整が必要なぐらい子どもたちがやってきているのか、もしくは、もうほとんど必要としている最低限の子どもたちしか来ないのであれば、その影響は考えられないと思ひますが、そこについて少し状況をお聞かせいただけたらと思ひます。

以上です。

大西会長

実施期間の休みのところですね。事務局、いかがでしょう。

事務局

いま、最後に申し上げましたように、三季休業中、夏休みだけが実施期間に入っています。夏休みに実施することによって、その既存の事業に与える影響などについても考えていきたい。また、土曜日に実施することによって、土曜日等を中心に実施されている枚方子どもいきいき広場事業との関係

ということについても課題を抽出していきたい、ということがありまして、提案させていただいている次第です。

いま、代田委員からご質問いただいた三季休業中の実績につきまして、担当課からまたお話しさせていただけたらと思っておりますが、いわゆる実態の詳細の把握ということでは、今回、実施させていただいた留守家庭児童会室の利用等に関する、児童と保護者に対するアンケートの結果から、そのあたりの数字についても出てくるのではないかと考えています。

事務局

留守家庭児童会室の登室状況につきましては、夏休み、特にお盆の時期はかなり児童の登室状況が下がりますので、そのあたりから考えると、少し登室率は落ちてくるという結果は出ております。

事務局

夏休みの最初、7月の、いわゆる一学期に継続している期間は、結構、子どもたちは留守家庭児童会室に来ているのかなということの中で、その時期を設定させていただきました。留守家庭児童会室のほうで、8月全体というのは結構あるようですが、7月、一学期が終わってからの1週間というのはそれなりに子どもたちが留守家庭児童会室に来ているという状況の中で、調整すべき内容、解決すべき課題などが把握できるのではないかと考えているところでございます。土曜日と三季休業中というのは、留守家庭児童会室で言いますと「全日」になります。午前も、午後もあるという形になります。その中で、放課後子ども教室事業をモデル事業として実施するにあたり、どの程度の時間を実施していくのかにつきましても、委員の皆様からご意見をいただきながら検討できればと考えているところでございます。

大西会長

よろしゅうございますか。

代田委員

はい、ありがとうございます。

大西会長

では、ほかに何かありますか。

事務局

留守家庭児童会室の、特に夏休み期間につきましては、7月の終業式以降、7月末までは、ある程度、子どもたちの参加があるんですが、8月に入りましたら、お盆の時期も含めまして登室率が下がってまいりますので、各留守家庭児童会室での班体制の減班というような形で体制を組みまして、班を減らした上で運営をしております。8月の中頃ぐらいまではそういう形で運営し、夏休み最後の1週間ぐらいから、班を元に戻し始め、2学期の始業式以降は全留守家庭児童会室において通常の班体制にて運営しているという状況でございます。

大西会長

はい、ありがとうございます。そういう登室状況ということかと思いますが、いかがでしょうか。

椋山委員

すみません、質問をさせていただきたいんですが、夏休みのその時間、実施時間は何時頃を想定されているのでしょうか。

事務局

実は、夏休みの実施時間はまだ提案させていただけていない状況です。ここに示させていただいているのは、いわゆる授業がある日の放課後ということで、第1クールでは、2時半から5時、3時半から5時という時間帯を示させてもらっています。こちらのほうも、この審議会の中で、午前だけにするのか、午後だけにするのか、留守家庭児童会室とあわせて「全日」というものを検討するのか、そのあたりのご意見をいただけたらと考えているとこ

ろでございます。

ちなみに、土曜日に実施しております子どもいきいき広場事業については、土曜の午前のパターンが多くなっています。全日の実施のところもなかにはございますが、基本的には、土曜日の午前の大体2時間から3時間の実施というところが多いという形になっております。

大西会長
葛田委員

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。専門家の配置っていうことがとっても大事ではないかということで、前回にも議論をしておりましたが、この資料の人員配置基準について言いますと、「統括責任者」がいて、「安全指導員」が2名ということで、全部で3名配置、ということですが、「安全指導員」という表現ですと、安全を主に見ていく、ということの理解でよろしいのでしょうか。

例えば、専門性を持つのであれば、児童の発達も踏まえて、では、この集団の中でどういう集団づくりが大事なのかとか、子どもの自主性という話も出ていたと思うのですが、その自主性をどう育てていくのか、どう伸ばしていくのかというようなことも含めて、子どもを指導していく、一定の能力のある人が必要ではないかと思うんですけども、これは、なぜ「安全指導員」という表現になったのかということも含めまして、その人材、とっても大事ですし、専門家ということであれば、どのような専門家を想定されて、募集をかけようとされているのか、お聞かせいただきたい。また、これは委託業務ということなので、その企業、その公益法人等がどう考えるかということかと思うんですけども、枚方市として、基本をどう考えるのかということについてお教えいただきたいと思います。

大西会長
事務局

はい。では、事務局、お願いします。

ご質問の、なぜ「安全指導員」をいう名称をつけた理由ですが、安全監視員という言い方で、見守りのかたの名称をつけられることが多いと思うのですが、監視ではないよと、子どもたちの安全についての指導であるよと、子どもたちの自主性とか、子どもたちの自由で自主的な遊びとか、そういう活動を尊重する、支援していく中で安全に関する指導をしていただくという思いで、「安全指導員」という名称にさせていただきました。その「安全指導員」につきまして、校庭及び体育館、子どもたちが遊んでいるところでの安全に関する指導ということで1人、登室というのか来所というのか、図書室・指定専用室で、来た時と帰る時というところでの安全に関する指導を主にさせていただくということで1人で、合計2人。加えて、「統括責任者」、これはまだいいネーミングができておりませんが、他ではコーディネーターという言葉がよく使われているかなと思うのですが、いま、コーディネーターというときさまざまなコーディネーターがおられるので、あえて「統括責任者」という名称にさせてもらっていますが、ここに、いわゆる子どもに関わる専門性を持った方をあげていきたいと考えております。ただ、それは1人でいいのかどうかという議論があるかと思っております。放課後児童健全育成事業におきましても、この間、さまざまな基準が制定されていく中で、現在、児童40人に対して、放課後児童支援員という専門性を持った有資格者が1人とその補助する者が1人、最低2人という基準がありますが、このあたりの

人数についても、ご意見をいただきながら整理をしていきたいと考えております。「統括責任者」は何でもする人みたいになって重すぎるんですが、記載の役割を果たすことができる機能が必要であるという形でご理解いただいて、実際、どの程度の児童が来るのかというのにあわせて、このところをふくらませて人数を考えていくことが必要であるのかなと考えております。このあたりにつきましても、委員の皆様からご意見いただければと考えております。

大西会長
代田委員

はい。よろしいでしょうか。いかがでしょう。

意見ということで、発言させていただきます。全体を統括していくというのは、おそらくこの事業そのものの運営であったり、他事業との調整であったり等、かなりその管理運営のところが主となってくるのかなと思います。例えば、これを「総括責任者」という形で専門的な職員配置を行うとして、どんな形でマンパワーを確保していくのかというところを設計していく必要があると思うんですが、基本的なAパターンでいうと、学校施設等の開放事業で、子どもたちのその自主性であるとか、やりたいことをやりたいようにやっていくということを中心としているのかと。それにBパターンで、教室型の体験活動をプラス実施されていくわけなんですけれども、今回の事業の一番の目的というか、少し事業内容に踏み込んだお話しになりますけれども、自主性や自己決定尊重の観点から、子どもたちのその自主性に対して、自主性の発揮を働きかけていくようなところというのは、実は留守家庭児童会室、いわゆる放課後児童健全育成事業の職員である放課後児童支援員に対して、いま、ものすごく求められているところなんです。すなわち子どもたちの自主性を尊重しながら、その自主性を育てていくという二重構造を持っていますので、そういう意味でいうと、「統括責任者」の方がそれを兼任されると、かなり厳しいのではないかと思います。

あわせて、「安全指導員」のこの配置というのは、おそらく屋外と屋内というか、校庭及び体育館とお部屋の中、屋内という形で想定されておられると思いますので、このところは必要ではありつつ、またそこは別の、例えばいま、ここ数年の全国的な動向で言うと、遊び場の、各遊び場事業におけるプレイワーカーの配置とか、そういうものが求められていますので、子どもたちが自由に遊ぶだけでなく、その遊びの気持ちや、その自主性を喚起させていくような、見えない働きかけができる専門職といいましようか、そういう職員の配置があればいいなと思います。それをこの内数に含めると、子どもたちの参加の想定見込みも、児童数に対してどれぐらい増えるのかというののもちょっと予測しにくい部分がありますけれども、少なくともやってきた子どもたち、全体の事業を運営しながら、もう片方では子どもたちのそういう具体的な活動や自主性に対して働きかけていく職の配置というのがいるのかなと思います。人数については、まだ全体の想定、参加児童数の読みができませんので、ちょっとコメントできませんけれども、そのようなことを思っております。以上です。

大西会長

ありがとうございます。そうですね、「統括責任者」がやっぱり両方一ぺんにやるというのはなかなか難しいところはあると思いますね。

他、いかがでしょうか。

人員の配置のことでいろいろ問題は出ておりますが、最初のほうのあたりのところでも結構です。

中口委員

すみません。既にやっている留守家庭児童会室の事業がございますね。それと、この放課後子ども教室。どこからどこまで、というのはないとは思いますが、留守家庭児童会室で来られている子どもさんが、いつ放課後子ども教室のほうに入って行って、その管理と言ったらいけません、どちらの指導員につくのかというのが、なかなか子どもさんにとっては難しいのと違うかなと思うんです。さらに行事なんか特にそうなんです、まだこれ時間は決まってないんですけれども、留守家庭児童会室の場合は朝からありますね。放課後子ども教室のほうはまだ決まってないんですが、仮に放課後子ども教室ということで実施されますと、朝からは留守家庭児童会室に行って、昼からは放課後子ども教室のほうに行くとか、そういうすみ分けて、子どもさん自身がわかるんでしょうか。そのへんが心配なんですけれども。

大西会長
事務局

はい。事務局、お願いします。

通常、平日の放課後であっても、留守家庭児童会室に来ている子どもさんが、留守家庭児童会室のほうの事業に参加しているのか、もしくは放課後子ども教室というこちら側の事業に参加しているのか、ここに実際の「壁」を作るわけにはいきませんので、管理ということですが、誰がどう見ているのかということとをきっちりと制度の中で位置づけていかないといけない、これは大きな課題であると考えています。

ただ、国のプランにもありますように、その連携といいますか、子どもたちの中に、そこに「壁」を作らずに一緒に遊べたらいいよねと。留守家庭児童会室に行っている子どもは留守家庭児童会室の子どもとしか遊べないよというのではなくて、他の学年のお友だち、同じ学年の他のクラスのお友だちとも遊べるよとか、全児童、全ての児童が対象であった場合には、そのようなメリットがあるかと思しますので、そのところを、どう連携を図るのか、どう一体的な推進をしていくのかというのが非常に大きな課題であると思っています。そのあたりにつきまして、モデル事業を実施する中で、留守家庭児童会室の支援員さんにも放課後子ども教室の子どもたちに、一定、目を配ってもらうとか、放課後子ども教室のほうの指導員さんにも留守家庭児童会室の子どもたちに目を配ってもらうとか、そのへんの連携というのが必要であろうなと思っております。

といいますのが、子どもいきいき広場を土曜に実施しているところで、留守家庭児童会室の臨時の土曜開室もあるという中で、やはり、どっちの子どもやねんとか、どっちが見るねんみたいなことが、実はもう既に課題として出ている部分もありますので、ケガの対応という部分だけではなくて、それぞれ子どもたちにどう働きかけて、どう見守っていくのかということも、モデル事業を実施する中で検証していきたい、検証していかなければいけないと思っています。

中口委員

前回も私、言ってんですが、私立の小学校に通われているお子さんについては、その住んでいる校区のところへ来られるわけですね。放課後の部分

で。その受け入れってというのはどうなるんですか。

事務局

それほど多くはなくて、いまも1桁ぐらいの人数ですが、私学に行っているお子さんであっても、放課後、保育が必要である場合には、留守家庭児童会室に入らせていただく要件を満たしているという形になりますので、希望すれば、基本的にはどこでも行ける形ですが、現実的には家の近くの校区の留守家庭児童会室に入っておられるという形になっているかと思います。それは支援学校に行っているお子さんも同じような形です。放課後子ども教室を実施しますということになったときに、同じような条件の設定が適切ではないかという形で前回もお話しさせていただいたかと思いますが、私学に通うお子さんが、私はどこかの放課後子ども教室に行けるの、となったときに、いま、学校の授業に接続するような形での校庭開放を基本的なモデルとして書かせてもらっているところですが、私学に通うお子さんも、留守家庭児童会室と同じような形で校区の放課後子ども教室に来てもらうという形が可能ではないかと思っております。また、夏休みについても、私学のお子さんも校区の子どもいきいき広場事業に来ていただいているかと思いますが、お休みの日は家から近い学校にという形が適切ではないかと。そこあたりにつきましても、実際ニーズがあるものなのか、このような場合にどういう対応が必要なのか等、モデル事業を実施する中で課題が明らかになってくればと思っているところでございます。

大西会長

はい。ありがとうございます。

いかがでしょうか。その際、やはり最初の段階の案内が非常に重要ですよね。モデル事業を実施していく中で見ていくというよりも、実施の前の案内で、私立に通う児童も参加可能ですよという、そのあたりをどんどん案内することが大事ですよ。それをしないと実際には来られないわけです。

中口委員

コミュニティやね。

事務局

ありがとうございます。今後、様々な媒体を使って案内を行うのと同時に、コミュニティとか、地域の団体であるとか、そういうところの情報も利用させていただきながら、周知にも努めてまいりたいと思います。

横山委員

児童の希望ということですが、1年生が行きたいという時に5時に下校ということになりますよね。心配なのは下校時のことなんですが、どの地域も見守り隊というんですか、青パトを走らせたりとか、老人会の方が見守ったりとか、いろいろな形で見守りをしていると思うんですが、この事業をすることによって、全員ではないので、下校が分かれてしまうんですね。そのへんが、ただでさえ、見守っておられる人数等、正直、ご負担をおかけしていると思うんですが、そのへんのところはどういうふうにお考えですか。

大西会長

はい、どうぞ。

事務局

まだ答えが出ているわけではないんですが、2時半に下校の児童のかたまりもあれば、3時半に下校の児童のかたまりもあるというのが、いま大きなかたまりで、それ以外の下校につきましても、学校のほうでも、少し居残りさせるとか、少し話をするとか、子どもたちを個別で帰らせるということがなかなか難しくなっていると聞いておりますので、放課後子ども教室事業を実施したときに、子どもたちの自由で自主的な時間というものの、好きな時

間に帰っていいという形にはなかなか設定しにくいのかなと。一定、この時間に帰宅、という設定が必要になってくるのかなと思っているところです。いま、留守家庭児童会室のほうでも、5時にお帰りとか、4時半に帰るとか、一定、時間を決めて子どもたちを帰らせておられるかと思うのですが、不審者であったりとか、さまざまな問題もありますし、地域の中でも課題があるかと思えます。そのへんのこともまだ整理はできていないんですが、どこかで時間を区切って帰る、帰るのには、集団下校というか、人数がいるかどうかわからないけれども、何らかの形でまとまって帰るという検討ができればと思っています。

また、それとあわせて、地域にご協力を求めながら、さまざまな形での仕組みづくりと言いますか、見守ってくださいという形で、その場で子どもたちを待っていただくというだけではなくて、例えば、地域の方々が外に出てしていただけるような活動というか、ウォーキングなどをその時間に合わせてしてくださいみたいな、何かそういう形でのご協力の呼びかけというか、働きかけができたらいいのではないかなというのを思いとしては持っているんですが、ご相談させていただきながら、地域の皆さんともお話できればと思っています。

大西会長
藤原委員

はい。いかがでしょうか。

保護者の視点で見させていただいて、何を目指してるのか、がよくわからない。既存サービスもありますし、留守家庭児童会室もありますし、一体、保護者はどれを選択していいのかがいまいち見えてこないというのが、これを見させていただいている中であるなと思っています。ただ（無料）だからいいのか。新しいこのモデル事業が魅力的なのは、ただ（無料）ということなのか、でも時間は短いよとか、何というか、全体の中で、他のサービスと比べて特徴がはっきり見えてきたらいいんですけれども、何のためにやるのか、僕らはどれを選択していいのかというのが全然よくわからなくて、一体、これはどこを目指してるのかなということを具体的に聞きたいなと思います。

大西会長
事務局

はい、どうぞ。事務局、お願いします。

ありがとうございます。本当に基本的なところのご指摘だと思います。

いま、保護者が就労している場合、子どもたちには放課後児童クラブに、本市では留守家庭児童会室に行くという選択が可能で、そこで過ごす「放課後」の時間というのが得られるのですが、保護者が就労していない場合に、その選択はありません。前年に行いました児童の放課後の過ごし方に関する調査の中でも、実は、いまの子どもたち、小さいときから、習い事であったり、学習塾であったり、さまざまな行き先を持っているという結果が明らかになったのですが、行き先を持っている子ばかりではないという現実もある中で、そういう意味では、保護者が就労していないにかかわらず、子どもたちが参加できる「空間」というか、場というか、「時間」というのをつくることができればというのが一つの大きな目的となっています。その中で、例えば、国が示しているような形のさまざまな体験活動ができるような時間になれば、それもいいのかなという形で考えております。いまいただき

たようなご意見が、今後、多々出てくるかと思っておりますので、そこに意味づけができるような形のものを、委員の皆様からご意見等もいただければありがたいと思っておりますのでございます。

葛田委員
大西会長
葛田委員

よろしいですか。

はい。

子どもの「放課後」というのが、いまとっても大事になってきていて、昔のように、子ども集団が自主的に、地域の中で子ども集団が自主的にできるかっていうと、いま、そうはできなくて、私たちは「子ども期が喪失している」というふうに言っています。遊びが奪われ、要するに親のルールに則った子どもが増えてきている中で、子どもたちがみずから自分の力を、集団の中でみずから自分の力を伸ばしていくということが、もう完全に喪失しているのかなというように思います。地域の中で子ども遊びが減ってきている、集団がなくなっている、という中では、意図的に、子どもの集団、健全なる集団ですね、意図的につくっていく必要があるのではないかなというように思っています。

地域によっては、留守家庭児童会室の子ども、親が就労している子どもたちは、放課後児童クラブに行くということで、一定、保障されています。100%完璧かと言ったらそうではないですが、親が就労している子どもたちは放課後児童クラブに行くということが保障されているけれども、そういうところにも所属できない子どもたちがやっぱり増えてきているということ。それから、子どもの貧困ですね、問題はやっぱりこの中に入っていて、例えば、塾に行ったり、お稽古ごとに行ったりと、それでもまだ親の経済力で一定の集団の中で過ごせるという子どもたちもいますけれども、塾にも行けない、お稽古ごとにも行けないという子どもが、非常に表現は悪いんですけども、もう放置されていると。非常に申し訳ないんですが、表現が悪いかもしれないけれども、放置されている、ということがやっぱり現実ではないかなというように思うんですね。

その中で、全ての子どもたちに豊かな放課後をつくっていくのであれば、いま、放課後児童クラブに行くということが保障されている働いている親の子どもたちも豊かでなければいけないし、そうでない子どもたちも豊かで、地域の中で豊かに過ごせる場をつくりたい、ということが今回の意図ではないかなというふうには、私は理解しております。その中で、どのように豊かさをつくっていくのか、ということではないかなというふうに思っています。だから、1人でも多くの子どもたちが、本当に自主的に参加できる活動が「放課後」の中にあればいいかなと思っています。

大西会長

はい、ありがとうございます。

他に、ご質問でもご意見でも結構です。

代田委員

よろしいですか。この「事業趣旨」にかかわってのことですが、モデル事業で、内容を一定限定しながら試行的に、ということですので、このモデル事業をやる中で明らかになったその先に、おそらく今日の二つ目の審議事項になっている児童の放課後対策基本計画というものの中に何らかの事業を組み込んでいくのか、その基本計画をつくるためのモデル事業なのかなという

ように理解をしているんですね。その中で、このモデル事業がずっとあるということではなくて、いずれこのモデル事業をもとにして、どういう「放課後」をコーディネートしていくのかというところで、いま、葛田委員がおっしゃったように、全ての子どもを対象にするという事業と、固有の留守家庭児童会室事業、枚方市では留守家庭児童会室、法律上は放課後児童クラブと呼ばれる、就労により昼間家庭に保護者がいない小学生の生活の場をどうしていくのかということと、そういうのをもしかすると一体的にしていくための試行なのかなというように理解というか、思っています。

その中で、安全面の話でいうと、いま現状で、どちらに所属している子どもなのか、どっちに来ているのかということについては、留守家庭児童会室に来ている子どもについては、まず留守家庭児童会室にやって来て、その後、いろんな活動、同じグループの中でやっている活動に行き、終わったら留守家庭児童会室に戻ってくるというのが自然な流れではないかなというように理解しています。もちろん、その留守家庭児童会室というのは生活の場であると同時に遊びの拠点的な機能を持つということが法律で定められておりますので、毎日毎日、この放課後子ども教室があるわけではありませぬので、留守家庭児童会室のほうでも「遊びの拠点となり、」とありますが、一部重なるところについては、放課後子ども教室に出かけて行って遊んで、留守家庭児童会室に戻ってくるというのが想定されるんですね。

一方、そうではない、留守家庭児童会室に通っていない子どもたちの安全の問題というのがありまして、やはりそこに専門職が配置されているわけでもありませんし、条件がバラバラになってきますので、そこへの配慮というのは、例えモデル事業であっても、いやモデル事業だからこそ、事前に配慮されるべきであると考えます。

いま、どういう形で、子どもいきいき広場のほうに留守家庭児童会室の子どもたちが通っているのか、もしくは帰ってきているのかというのがちょっとわからないので、そこについて教えていただけたらと思います。学校ごとによって違うのかもしれないんですが、教えていただきたいと思います。

植田委員

よろしいですか。子どもいきいき広場事業にずっとかかわってきているんですが、学校によって方法が変わりますけれども、一番、きちんとできているところというのは、留守家庭児童会室の子どもたちは、朝、留守家庭児童会室に行きます。そこで出席をとって確認して、そこから子どもいきいき広場事業のほうへ来て、子どもいきいき広場に参加、名簿に記入します。そして、子どもいきいき広場で活動をした後、退出時間もそこに書きますので、そこから留守家庭児童会室へ帰っていくという方法がとられています。これが一番、きちんとされているところです。

事務局

それと関連しているんですが、枚方でも放課後自習教室という事業名称で、放課後子ども教室を部分的に既に実施しているわけですがけれども、その放課後自習教室の管理の基本的なパターンは、学校ごとに若干違いはあるかもしれませんが、まず、留守家庭児童会室に行つて、そのあと放課後自習教室へ行くというパターンがあります。放課後自習教室は、学校によって週に2日から4日、最大4日まで実施していますが、まず留守家庭児童会室に行

くか行かないかに関わらず、自習が終わればまた留守家庭児童会室に帰るといふ形の運営が標準的ではないかと思ひます。

栂山委員

放課後自習教室ですが、留守家庭児童会室に行く前に放課後自習教室に行つて、放課後自習教室が終つてから留守家庭児童会室に行つていますね。そうでないと、学校の中で、同じところでやっていますので、先に放課後自習教室に行きますといふことを留守家庭児童会室のほうに連絡しておいて、今日は留守家庭児童会室に行く時間が、だからいつもより一時間遅れますといふ形で、保護者なり、急な場合は学校からも連絡させてもらっています。ですから、放課後自習教室がある日には、放課後自習教室が終つてから留守家庭児童会室に行くといふ形になっています。

事務局

連絡は先にされているといふ形なんですね。

栂山委員

そうです。例えば、水曜日は放課後自習教室があるといふことでしたら、保護者のほうから、放課後自習教室が終つてからの時間に行きますといふ形で留守家庭児童会室に連絡がいつているはずです。

大西会長

はい。事務局どうぞ。

事務局

いま、栂山委員から説明をいただきましたが、そういう学校が、結構、多いかと思ひます。ただ、留守家庭児童会室の中には、最初に留守家庭児童会室に来て、そこで登室の確認をして、そこから放課後自習教室に行くと、そういうところも、一部ですけれどもあつたりしますので、留守家庭児童会室によつて状況が異なるといふことはございます。

大西会長

はい。どうぞ。

事務局

もう一点、先ほどご指摘のあつた留守家庭児童会室に行つていない子、そういう子が大きな課題ではあるのかなと思ひますが、留守家庭児童会室に行つている子どもさんであれば、家庭の代替機能を果たす留守家庭児童会室の部屋に行つて、ランドセルを置いて、荷物を置いて、放課後自習教室に参加する。もしくは学校の帰りに放課後自習教室のほうに行つてから行くよつていふことを伝えておいて、放課後自習教室に参加してから留守家庭児童会室に行く。もしくは土曜日、子どもいきいき広場に行くのでしたら、留守家庭児童会室に行つて登室の確認をして、子どもいきいき広場に行つて、また留守家庭児童会室に戻つてくると。ここで、ランドセルを置くスペースがない、留守家庭児童会室のような部屋がない子どもたちがいるからといふことで、モデル事業では、指定専用室といふ場所を、一定、確保する必要があるのではないかと思ひているところです。例えば、校庭の隅に、といふか、どこかにランドセルを置く場所をつくつて、「ランドセル教室」といふような形でやつている市もあるようですが、一定、休養をとることもできるような「指定専用室」を、そういう部屋をもし確保できないといふのであれば、図書室みたいなところを使つたら、といふ形で、室内といふのはそういうイメージのところ、部屋といふか、場所といふかをどこかで確保できたら、といふものです。

事務局

これも、当然、参加児童数によつて影響も全然変わつてきますので、今の段階で一概に、必ずこれであつていきまふと言へる段階ではありませんが、そういうこともやはり想定に入れておかないといへないと思ひています。

事務局	<p>イメージとしては、そういう何らかのスペースというか、部屋というか、少なくともランドセルを置く場所が必要だろうなという形で、モデル事業のAパターンというか、基本パターンの中に「指定専用室」を書かせていただいておりますのは、そういう場所のことを想定しているという形でご理解いただけたらと思います。</p>
大西会長 荒木委員	<p>はい、ありがとうございます。 すみません。これって、子どもたちの名前とか、記入とか、点呼とかってとるんですか、とらないんですか。全く自由に入って行って、出入り可能という形で考えておられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>自由な出入りという形ができたらいんですが、そうはならず、一定、いまの放課後自習教室においても、行くのは自由で、最初に登録してもらって、行ったら名前を書いてくださいという形になっているのかと。やはり学校の施設を利用させていただいて実施する以上、行く可能性のある人は登録してもらって、当日、来た人は名前を書いてもらうという形で、子どもいきいき広場もそういう形かと思うんですがけれども、最初に出席確認をして、いま来ているのは誰かというのがわかる形での自由な遊び場、になるのかなと考えています。</p>
荒木委員	<p>留守家庭児童会室の先生とよく話をするんですが、毎年、やっぱり年度が始まったときに、うちの子が留守家庭児童会室に来ていません、どこにいるかわかりません、というのが結構あるんですよ、本当に。そのために、留守家庭児童会室の先生が学校の下駄箱のところに立っておられて、子どもを見つけて、留守家庭児童会室まで誘導する、そういうような作業を、先生、多分、2、3か月ずっとやっておられると思うんです。それが、モデル事業を実施することによって、ごちゃごちゃになってしまったときに、さらにまた行方がわからない子どもたちが出てくるんじゃないか、という不安がちょっと出たんですけれども。昨日も留守家庭児童会室の先生方と話をしていて、僕ここに参加させてもらうんですが何かありますか、と言ったときに、先生方はもう全面的に協力してくださいと。子どもら、留守家庭児童会室に来ている子どもらもこちら（放課後子ども教室）に来る。子どもらも区別せずに、もう全員見るよっていう形で言ってくださっていたんですけど、そのへの切り分けはやっぱり重要なかなと思います。僕らは留守家庭児童会室に預けていて、もちろんこれが実施されたとしても、僕はこれに子どもらを参加させずに留守家庭児童会室に入れます。それはなぜかと言うと、やっぱり延長保育まで行っているんで、その時間帯だけこちら側に入れるという形ではとらずに、延長の6時半、7時ぐらいまで見てもらっているんで、留守家庭児童会室に入れます。実際には、この事業に関しては参加をさせないんですが、ただやっぱり一緒になってしまうと、留守家庭児童会室に行っている子どもを持つ保護者としてはすごく不安です。</p>
葛田委員	<p>すみません、質問してもよろしいですか。その不安っていうのは、どのような不安でしょうか。</p>
荒木委員	<p>実際にその所在が不明になった子がいるんですが、1年生で、ちょっと他の子どもらに流されやすいので、一緒に帰ってしまうんですね。親が何回言</p>

ってても、先生らから言ってもらっていても、やっぱり子ども同士で帰ろうやってなったら、一緒に帰ってしまっ、家に帰ったら親がいないし、友達は友達でもう家に帰ってしまうので、ポツンと家の前にいて、それで6時とか7時になってしまう。たまたまそのときには近所のお母さんが見つけてくださって、保護というか、見てもらっていたというのがあるんですね。三日連続ぐらいあったんですよ。毎日、親がやったらあかんでって伝えて、先生からも言ってもらうんですが、三日ぐらいずっとやっぱり帰ってしまう。子ども同士で流されてしまっ、帰ってしまうっていうことが起こったので、そういう事態を先生に聞いたら、そういうのは結構ケースとしてあるという話でした。1年生、2年生とかに関しては、そういうのがあるのかなという、すごい不安があります。そういう形で子どもが自由に出入りしてしまうと、また出て行ってしまっ、ではないかという不安がある。そこにまた戻ってきってくれるっていう確証があればいいんですが。

中口委員

そうですね、それは難しいですね、1年生、2年生の場合は。2年生になったらほとんどないんですけども、1年生の場合、特に最初の頃はあると思いますね。ですから、それはやっぱりその学校全体として考えていただいて、その学校の子どもに変わりはないんですから。授業が終わったら、留守家庭児童会室に帰る人は行きなさいよとか、その1年生の担任が言うなり…。

荒木委員

言ってもね、子ども同士で帰ってしまうんですよ。一応、下駄箱に学校の先生が立っていただいているんですけども、津田南、生徒数 940 人で、枚方市でも一番多くて、やっぱりその中で子どもを探すのも…。

中口委員

留守家庭児童会室の先生も子どもを迎えに行っていますよね。

椀山委員

行っています。1年生は担任も靴箱に行って、留守家庭児童会室の先生も靴箱に来ていただいて、引き渡しもするんです。いろんな練習もするんですけど、やっぱり抜ける子どもさんもやっぱりはじめの頃はいて、そのたびにやはり学校のほうも職員が出て、いまどこにいるのかというのを探したり、ということがあるんですね。放課後自習教室にしても、先ほど登録して行くか行かないかは自由ということでしたが、実際にはそうではなくて、登録をして、欠席をするときには必ず欠席届を放課後自習教室に出してもらって、この子がきょう来るのか来ないのかということは絶対確認しないと、勝手にどこか本当にいなくなっていたらいけませんので、必ず欠席届を出してもらっています。留守家庭児童会室のほうにも、この子はいまどこにいますということを常に連絡を取り合っ、やっていますので、この放課後子ども教室が今度始まったときにも、いまこの子がどこにいるのかということを必ずやっぱりはっきりさせておかないと、私たちは子どもがいまっせんって言われたときに、どうしたらいいのか。学校としては、子どもがどこにいるのかということきちんとさせておきたいというふうには思います。やはり子どもがいなくなっ、どこにいるかわかりませんという訴えは、前回も説明させていただきましたように、年に何回かはあります。ほぼ見つかるんですが、今まで見つかってきているんですけども、それでもやっぱり時間のかかるときとか、子どもさんが家に帰られてお友達の家に行っ、ずっとそ

こにいてわからなかったということもありますし、そんなことも考えると、放課後子ども教室に行っているはずだったけど、お友達と一緒に帰って家の中に入ってしまって、どこを探してもわからなくなったっていうようなこともあり得ると思いますので、そういうことがやはりないような形のシステムをつくらないといけないのではないかなと思います。

葛田委員 そうですね。本当にそうですね。

後閑副会長 豊かになっているということは、自由にいろんなメニューがあって、子どもたちはそれぞれ自分のやりたいと思うことを自主的にできるという、そのよさはあるんですけども、どこにいるかわからないとか、そこが私も一番不安ですね。

椋山委員 ひと昔前は、7時に帰ってきたら、子どもがいまどこにいてもわりとおおらかな、それでよかったのかもしれませんが、いまはいろんな事件がありますので、親御さんもやっぱり子どもが時間どおりに帰ってこられないっていうことにはすごく敏感になっておられますので、学校としても、子どもを、さっきおっしゃっていた、ちょっと残すというときにも、ちょっと残しているということを必ずおうちに連絡をして、今日こんな事情で残します、ということを行っています。そうでないと、下校時刻に帰ってきませんということで学校に連絡がありますので。

葛田委員 かなりの連携をとっていかないと。その連携をとるために、指導員というか、指導する先生方がそれに時間とられると本末転倒ですものね。逆にね。

荒木委員 あとやっぱり親の不安としては、ケガの問題とかもあって、放課後児童クラブ、留守家庭児童会室の子と、自分ところの子が例えば放課後子ども教室に所属していて、一緒に遊んでいてケガをした場合に、誰が監督者で責任者だったのか、誰と話をしたらいいのかというのを、親として把握しづらくて、そこをうやむやにされるとやっぱり怖いなということは非常にあると思います。一体、自分の子はどこにいるのか、同じような問題だと思うんですよ。あんまりごちゃ混ぜになってくるとちょっと怖いなと。責任のありどころがやっぱり見えてこないと、親としては預けるときに非常に不安がありますね。

大西会長 はい、ありがとうございます。

葛田委員 どうしたらいいんでしょうね。

大西会長 とても大きな壁ですね。いいシステムがあれば、と思います

事務局 いまご議論いただきましたが、新たに事業を開始しようというところですので、当然、所在とか、リスクというのは確かにあがると思うんですよ。ただ、枚方がいまやろうとしておるのと同じような形で事業をやっている他市先行事例、自治体もありますので、それも参考にしながら、モデル事業をやる前に、システムマティックな形で整理をしていかないといけないかなと思います。モデルやりながら、枚方独自の、いわゆるローカルな事情に合わせたルールを確立していく。そこはちょっと事務局サイドで勉強もしていないといけないかなと思っています。

大西会長 ありがとうございます。

葛田委員 ちょっと一つ質問がありますが、よろしいですか。

放課後児童クラブにおいては、児童福祉法が改正されて、放課後児童クラブにおける運営指針というのが定められて、当然、広さであったり、支援員の数であったり、おやつであったり、いろいろと放課後の子どもを保育するという視点で運営指針が策定されていますけれども、これ放課後子供教室ということに関しては、代田先生、何かあるんですか。

大西会長
代田委員

はい、お願いします。

発言します。いまのこの一体型の議論でいうと、一体型として事業をする場合はこういう配慮事項を、というのが提示はされていますけれども、先ほどおっしゃったその先行事例、他都市の事情もありますけど、なかなか難しいのではないかとと思っています。一体型で、いくつかの想定されるところで先行事例があって、その中でブラッシュアップしていくというお考えはすごくいいなと思いながら聞いているんですけれども、放課後子供教室の基本的な考え方というのは、統括を置きながら、一般の、地域のいろんな方々の活用を、ということもありますので、安全面について、その所属というか、その日、誰が来るのかまだわからない状況ですので、安全面に関しては、やはり放課後児童クラブと違う。専門職としてこの人間をというような資格制度があるわけではありませんので、放課後児童クラブとは違うというふうに考えていただかないといけないかなと思います。

大西会長

はい。ありがとうございます。

そうなってきましたと、やっぱりかなり手厚く人的支援を、専門性も質・量ともにかけていかないと、なかなかうまくいかないのではないかなというのは見えてくるんですけれどもね。

代田委員

例えば、これ基本計画の部分にちょっと踏み込んだお話になってしまうんですけれども、こういう事業のときに、子どもの安全面や、その所在や、その配置の関係でいくと、例えば、放課後児童クラブ、留守家庭児童会室に通っている子どもたちが、一斉にこの放課後子ども教室に参加して、一斉に帰ってくると、その子どもたちの数がはっきりするわけですが、ただ一方で、それが本当に子どもたちの主体性、自主性であるとか、それを尊重したものになっているのかっていう点では、実は、先ほどご紹介があった運営指針、いわゆる全国的な標準仕様と呼ばれているものの解説の部分ですけれども、行くか行かないかは子どもが決めます、というのがはっきり述べられています。強制のないように、もしくは、体調が悪いときに無理に参加しないように、子どもたちの帰宅時間の差異とかもありますので、一括して全員で行って、全員で帰ってくる性格のものではない。一括して行くということにすると、安全面は一定担保されますが、本来の事業趣旨とまたそこは違えてしまう可能性というのはありますよね。どういうモデルを、どういうスタイルでしていくのかっていうのは、かなり難しい。それこそ、出入り口のところでかなりマンパワーが必要で、子どもの安全という点でよく確保しながら、でも、子どもたちが選択、チョイスできるような内容をという、一定、それはパラドックスを起こすところもありますので、かなり難しいだろうなということは想定されます。すみません、ついでに発言してしまいました。

大西会長

どうしましょう。モデル事業を、これからやっていこうというところなん

で、やっぱりいろんな面から問題を考えておかないと、想定しておかないとモデルにもならないとなってしまうと、やっぱり問題が起こってきますので。

中口委員 モデル事業について、先ほども説明されましたが、45校中4校ですね。これはコミュニティのブロック割に合わせて4校にされたんですか。

事務局 はい。コミュニティのブロック割です。ブロック内の校数は若干違いますが、コミュニティのブロック割に合わせて、そのブロックから1校を選定させていただきたいという形で、4校とさせていただいております。

中口委員 いま、PTAとコミュニティは違いますからね。

事務局 はい。コミュニティのほうで、4校と考えております。

葛田委員 よろしいですか。枚方市の子どもたちの「放課後」をどうつくっていくかという中で、いま、「放課後児童クラブ」があって、「放課後子供教室」があって、放課後自習教室ですね、それと新しく「放課後子ども教室」をつくるということで、3つの居場所ができるわけですね。子どもの3つの居場所ができて、この3つの居場所の連携がとても重要になってきている。その3つの居場所はそれぞれ、いま、保護者の方がおっしゃった、なぜ、何を目指しているのか、何のためにあるのかという、3つの居場所のそれぞれの役割っていうことを明確にしていく。そうすると選択できる、ですかね。子どもたちが選択できる。また、保護者も子どもと一緒に話し合って選択できる。では、その3つの居場所の中で子どもの安全をどう守っていくのか、というところの議論も必要ですね。何か少し、これ整理するのは事務局の役割なんですけれど、誰かに整理していただくと非常に事務局も楽なのかな。どなたか委員に整理してもらおうとか。

事務局 いま言ってくださっている、子どもの安心をどう担っていくのか、どこが責任の所在になっていくのかということとは、どこかで線を引いて決めていかなければいけない課題であると思うんですが、ご発言いただいておりますようになかなか難しい部分もありますので、そのところを整理するのに必要なお示唆を委員の皆様からいただけたらありがたいと思っています。

代田委員 示唆になるかどうかは全然わからないんですけども、このモデル事業も含めて、基本的にはその国の放課後子ども総合プランに則っての事業だと思います。そういう観点からいうと、先行している放課後自習教室も、今回の放課後子ども教室も、大きな枠組みでいうと、活動内容等、国の「放課後子供教室」の中の一形態なんですね。自習という形もあれば、さまざまな体験型の教室もある。そういうのを総合して、文科省は「放課後子供教室」だと言っています。おそらく、学力面でのその放課後自習教室について、今後、どういう形で組み込まれていくのかは、学習支援の関係がありますので別の展開をする可能性もありますけれども、いわゆる文科省事業の「放課後子供教室」の1プログラムです。その他には、例えば、いろいろな遊びの居場所であるとか、伝承遊びであるとか、その他体験活動というのが組み込まれて、それと、「放課後児童クラブ」、つまり留守家庭の子どもたちと放課後児童の子どもたちの、生活の場と遊びの拠点というものを一体的にやるというのが、今後、一体的にやっていきませんか、一体的にやりなさいというのが

国の放課後子ども総合プランの考え方なんですよね。ただ、もともとその二つを一体的にやっていく中で、どういうことが想定されるのかというのは、必ずしもやってみないとわからなかったところがきっとありますので、いま、この短時間であっても、どっち側に来ている子どもたちなのか、どっち側に登録している子どもたちなのか、そもそも登録という概念が成立するののかも含めて、非常に子どもの流れが重要です。しかも、放課後と放課後等、夏休みなど全く子どもの流れが違ってきますので、子どもの流れを追いかけながら、その子どもたちの流れはどう行って、どこで安全が確認できるのかってというのは、ちょっとシミュレーションしてみないことにはわからないと思います。シミュレーションしないままモデル事業に突入すると必ず事故が起こるとというのは、おそらく想定できると思いますので、子どもの流れってという点で考えてみる必要はあるかなと思います。

大西会長
事務局

はい、お願いします。

子どもの流れのシミュレーションの中で、先ほど植田委員が言ってくださった土曜日の子どもいきいき広場に留守家庭児童会室の子が来る場合ですが、家から来た子は子どもいきいき広場の参加者名簿に名前を書いて参加して、帰るときはそこで退室の時間管理をしていると。三季休業中の場合、留守家庭児童会室の子は朝から留守家庭児童会室に行って、そこで出欠をとって、その留守家庭児童会室から子どもいきいき広場の9時始まりの、もしくは10時始まりの活動に行って、名簿に名前を書いて参加して、そこで退室の名前を書いたら、今度は留守家庭児童会室のほうに帰る。留守家庭児童会室のほうでは、その間は一時的退室みたいな形になると。そういう形で、いまどこに誰が行って、誰が来ているのかというのを、名簿管理という形で現在の事業の中では行っているのかなと。今回始めようとしている放課後子ども教室も、自由に遊びに来て、公園みたいな形になればいいんだけど、学校施設を使わせていただいてやる以上、一定、来ている子は誰なのかなということ把握する必要があるのではないかと、事務局としては考えているところです。

代田委員

一定、子どもたちがその想定している範囲内で動いてくれればいいんですが、どうやらそうではないので、先ほどもありましたが、私もそのとおりだと思います。スルッと抜けて行ったり、逆に子ども自身がわかってなくて帰ってしまったり、知らない間にどこかに行っていたりということが想定されますので、それを本当にその管理をしていこうと思うと、かなり体制として、マンパワーが必要になってくるのではないかなと思います。ここの受付を通ってね、丸つけて帰ってね、わかりましたって言って、そのとおりやってくれたら何の苦勞もないですが、おそらくそうはならないかなというのは事実ですから。すみません、ちょっとコメントです。

大西会長
事務局

ありがとうございます。そうですね、そこがきちんと追えるか、どこに誰がいるかというあたりですね。むしろ、これは基本的なことですよね。

他市事例ですが、いまは機械も進んでいるので、退室管理を機械を使ってという事例もあるようです。ただ、設備投資とか、かなり費用はかかるかと思いますが、何時に入った、何時に出たというのを、携帯のメールで送って

くるようなシステムがあるかと思うんですが、そこを通ったときに連絡するというようなことを取り入れている事例というのもあるようですが、さて、何かそこまで必要なかどうかという、それは管理になるのかなというところもありますので、そういう方法をやっておられるところもあるということで、参考にお伝えさせてもらいました。

横山委員

すみません、よろしいですか。私のところは放課後児童クラブって入れたことないんですが、子どもが帰ってきて遊びに行きますが、どこに行っているかは大体しかわかりませんよ。いま、否定的なことばかりお話をしていますが、もう少し違う観点から、やっぱりそこはある程度、子どもに任せて、もちろん1、2年生はちょっとキツイかなと思いますし、どれだけその希望があるかというのはまずわかりませんが、私は親として、実は入れたいですよ、こっちの放課後子ども教室に。こんないい方法はないと。放課後児童クラブ、留守家庭児童会室に入れたことがないので、逆に、いいカリキュラムがあったりとか、子どもが参加したいものがあれば、できれば私はそちらのほうに入れたいし、安心だしという考え方の親御さんもいらっしゃるんじゃないかなと思います。先ほど言われた、セキュリティのいろんな問題はもちろんありますけれども、家に帰ったら、子どもたち、勝手に外に遊びに行きますよね。じゃあ、そこはどうするねんというように感じるんですが、ちょっとそのへんが何かうまくね、案があればいいですね。先ほど事務局がおっしゃったように、保育所なんかでは、QRコードで入退出をやっているんです。子どもって、結構、好きなんでね、ピッて言ってやるんですよ。ああいうのって、わりと。設備投資、もちろん要るかもしれないですが、書けっというよりは、入ったときにピッてしたら、自分の名前をパッと押して、出るときパッという、それは結構喜んで、年長さんとか、年中さんもやりますね。子ども、好きです、ああいうのは。お金はもちろんかかりますけれども。

大西会長

非常に重要な側面であろうと思いますね。先ほどの論議は、安全、子どもの安全というのは基本的なところの問題ですから、これはクリアしないといけないだろうと思いますし、親御さんと子どもさんのやっぱり信頼関係といえますか、そういうところもうまく事業の中で展開ができればと思います。そしてその中で、子どもたちが、自分で、自主的に、主体的に活動できる。そうできれば一番で、そういうモデルをつくらないといけないと思います。

荒木委員

難しいですね。僕のイメージ、これは勝手なイメージなんですが、留守家庭児童会室に入れておられない家庭のためのものですよ。一応、大きな公園を提供するイメージかなと思います。

事務局

もちろん、いま留守家庭児童会室に入っておられない児童の行き場所としての役割もありますし、また一方で、やはり私どもは、このアンケートとか、あるいは、保護者の方との日常のいろんな会話を聞いている中で、先ほど夏休みの話もありましたけれども、実は留守家庭児童会室自体のニーズはそんなに絶対ではないんだと感じることもあります。例えば、夏休みの行き場所がないために、夏休みに行かせたいから、普段の日から、一応、留守家庭児童会室にも登録して通わせているんだというようなご家庭もあるのかな

と。

荒木委員
事務局

そういう方々もたくさんいらっしゃると思います。

どのくらいあるかという総量は実はつかめていないんですが、そういうニーズがあるというのは確かにつかめています。ですから、いま現在、留守家庭児童会室に登録して通っておられる児童でも、もし放課後子ども教室がうまく運営できれば、別に留守家庭児童会室にずっと行かなくても、こちらでニーズが満たせる家庭というか、児童もいるかもしれないと捉えています。そういったところをモデル事業と、あとでまた説明がありますけど、アンケート調査の結果、さらには他市の先行事例を見ながら、針の穴を通すような話になってくるんですが、どこかより良い案に進む道がないかというのを、いま探りたいと考えているところです。

ただ、これが本当に難しいのは、もしこれをやったときにどのくらいの児童が通って来られるのか、アンケートをとっただけでは、多分、あんまりわからないのですよね。いざ始めてみると、なかなか面白そうだから行ってみようという児童も多いかもしれませんが、あるいは、もうあんまり面白くないから、最初に行ったけどすぐ止めるという児童もいるかもしれません。

荒木委員

想定できるのは、僕は高学年ばかりになるイメージがあるんですね、最終的に。いまの昼休みとかでも、やっぱり高学年がグラウンドをパーっと取ってしまって、低学年は、基本的に1年生なんかはもう教室の中でずっと何か折り紙したり何やらしているのを見かけることが多いので、やっぱり高学年がダーッと集まるイメージでしかないんですよ。来年度から6年生の留守家庭児童会室の受け入れという形にはなるんですが、ただ、高学年にもなるとやっぱりもう家でいさせたいっていう人たちのお子さんらが、大きな運動場があるからというイメージなのかなって思ったときに、でもその学校で何かあったときに、結局呼び出されるのは学校の先生かなと思うんですよ、最終的にね。やっぱり学校の先生の負担がまたちょっと重くなるのではないかなという懸念はあります。

事務局

私ども教育委員会に課せられたミッションの中で、大きな一つが教師の負担をできるだけ増やさないことなんです。ただでさえ、教師の多忙化が言われていて、もう年を追うごとにいろんな負担感が増していっている中で、これをやることによって、教師の疲弊とか耐えられないという状態を生み出さないようにというのは、非常に大きいミッションであると受けとめています。

ただ、児童から見ても、やっぱり一番頼りになる身近な大人は先生かもしれませんが、いわゆる統括指導員とか、安全指導員とかの力量になってくるので、こればかりはいま保障できるものではないので、大丈夫ですと言い切れるかということは正直言いますとないんですが、ただそういう方法をちゃんと念頭というか、目標においてやらなければいけないなという思いで組み立てようとは思っているんです。

植田委員

これ、子どもが放課後、グラウンドで自由に動いていますが、もしケガをしたときはどこの保険を使うんですか。

事務局

この放課後子ども教室の保険を使う予定です。

植田委員 事務局	別に保険に入られるんですか。 はい。その形を考えています。そこの責任領域の切り分けをきっちりしなさいというのが、この事業をやっていく上での、先ほど代田委員からご指摘があったように、国から示されている放課後子ども総合プランの基本的な考え方で、そのことをきちんと実現するように記されています。
植田委員 事務局	ということは、学校教育から切り離して、この事業が存在するというような形で捉えたらいいわけですね。 そうです。
植田委員	先ほどからの話を聞いていましたら、留守家庭児童会室の放課後の姿を何回か見に行かせてもらっていたんですが、あの子らもどちらかいうと、ある程度、時間が過ぎたらグラウンド走り回っていて、この事業の子も出ていくと。そこでごちゃごちゃになって、帰るときに、先ほども出ていた分で、さあ一緒に帰ろうとか、これは年度当初に出てくるパターンだと思うんですが、そういうのを全部解消していく案を考えていけないといけないわけです。それを考えたら、これは最初の話とはちよっとずれるかもしれませんが、やっぱりもう最初からずっと、来たときに管理という形が出てくると違うかなと思います。そこで管理をするのであれば、帰るときも管理をしないといけない。そうすると、ここで示していただいている人数ではちよっと。それだけで人が1人がいるようになるのと違うかなという懸念がすごくあるんですよね。だから、やはりマンパワーというのがもうちよっといるかなというように先ほどから感じていたんですけれども。
大西会長 椋山委員	はい。どうぞ。 すみません、よろしいですか。いま、いろいろお伺いしていて、学校のことと言えば、先ほど、家に帰ってから子どもがどこでも遊びに行くんだけれどもと、学校としての気持ちで言えば、今回のこの子どもたちは学校から帰らないで学校にいるわけですね。そうしたら、じゃあ、学校の責任はどこまでかと。親御さんからしたら、やっぱり子どもがいなかったら、学校、どうなっていますかというように、多分、学校に問い合わせされると思うんですよ。いったん家に帰ってしまったら、多分、親御さん、学校、どうなってますかと、多分、学校には聞かれないと思うんですが、まだ学校から帰っていない状態で、ここで遊んでるとか、何か参加していてどこにいるかわからないというときには、やっぱり、まず学校だと思うんですね。何回も申し上げているように、どこにいるのか、この子がいま、どこの部分で遊んでるのかということは、やはり、学校からすれば、わかっていないと、学校としては子どもの安全ということからすればすごく不安です。もうこの子はこの子なので学校としてはわかりません、とはやはり言い切れないので、そこは、いったん帰った子どもとは分けないといけないのかなと思ってます。いま子どもたちが帰ってから学校の校庭開放はしていますが、その子どもたちについては、自由に出たり入ったりしていても、それはもう子どもたちの自由です。ただ、そのときでも、子どもがその場でケガをしたりっていうことがあるんです。それはもう学校管理下ではないんですけども、やっぱりケガをしたときには保健室に行きますし、大きなケガのときには学校から連絡をす

るということになりますし、そのようにしています。学校として、そこは知りませんというわけにはもう絶対にならないですから、やっぱり子どもたちが校庭で遊んでいる以上は、学校としては子どものことについては見ていかないといけないなと思っているんですけれども。そのへんのところは、多分、留守家庭児童会室に子どもさんが行かれたときとは違うかなというように思います。留守家庭児童会室のときには、そこはもう、責任の管轄がはっきりと分かれていますので。そのあたりをどう考えていくかっていうこと決めていかないと、私ども、先生方にいろんな説明をするときに、どこまでやったらいですかということになってくるのかなと思います。

大西会長
事務局

はい。事務局、お願いします。

留守家庭児童会室の場合は、それは家庭の代替という形なので、学校から留守家庭児童会室に行ったときにも、そこで学校管理下からいったん切れる、そして下校の時だけまた戻るという現状があるようです。そこでいったん学校管理下の保険は切れることになります。いま、樺山委員がおっしゃってくださったように、いったん子どもたちが下校して、家に帰ってから、もう一回、校庭に遊びに行く、それはどこか他の公園に行くのと同じ扱いになります。今回、放課後子ども教室という形でモデル事業をあげさせていただいているのは、学校から言えば放課、「放課後」になるんだけど、いったん家に帰ることなく、そのまま参加できる形でのモデル事業を考えておりますので、学校管理下からどこで切れるのかというのが大きな課題であると思います。留守家庭児童会室の場合は、留守家庭児童会室に行った段階で学校管理下から切れるという形になるので、例えば、いま指定専用室という形で同じようなシチュエーションをつくる形にするのか。そのところは、本当に学校側との責任の分化という点でも明確にしておかないといけない部分であると思いますので、そのあたりについて、委員の皆様のご示唆、ご意見をいただければありがたいと思います。

大西会長

それについて、何かありますか。

分化というのは、きちっと分けてやらないといけないんですけれども、やっぱり情報の共有という側面は両方でやっておかないといけないことなので、そのところをきちんと担保するということが、まず前提になると思います。そこからの発想かなというように思うんですけれども。

だから、親御さんにとっては、先生方や学校にご負担がかかったら非常にあれなんですけれども、学校に電話かかってきても情報が来ていればわかるわけですし、もしわからない場合でも、すぐにここへ連絡すればわかるということが必要で、電話がかかってきてるのに、いや知りませんねということで、電話切るということだけはないようなシステムを考えないといけないと思います。

事務局

学校側の教職員の方々のそういうような過度な負担は求めないという形での制度設計をしていかないといけないと思いますが、ただ、学校との日常的なそういうやりとりというか、連携、子どもたちのための連携というのは欠かせないというか、必要なことだと思いますので、そのしくみづくりというのは、このモデル事業をやる中で最も重要なことになってくるのではないかと

と思います。どこに連絡しておかなければいけないのか、ここは漏らしてはいけないとか、そのへんのところを把握していきたいと思っています。

もう一点、そういう学校の中にある暗黙のルールというか、ここは子どもたち遊んだらいけない場所とか、ここは一方通行とか、学校の中における学校のルールというの、放課後の自由な遊び場という形で使わせていただく場合であっても、子どもたちは時間によってその規則を変えるということは理解できないと思いますので、学校にもともとある学校の目標であったり、学校のルール、学校の施設の使い方など、そのあたりは、今後、学校施設を使わせていただく以上、学校のやり方に則った形にさせていただかないといけないと思っています。

大西会長

他、モデル事業で何かございますか。

一応、時間について、夏と12月頃になりますから、冬季になりますので、時間が違うとか、それからAパターンからBパターンがあったり、また逆にやっていたりということで、モデル事業の内容についていろいろあるんですが、このへんのあたりはどうでしょうか。

先ほどもお話がありましたように、広い運動場を提供するという、公園を提供するというのを考えれば、公園の中にいろいろなもの、学校という一つの資源がありますから、自由に使っていいというようなことであつたら、Aパターンばかりでもいいのかなというようなことも考えられますし、それからBパターンで何か教室みたいなものを設けていて、次のときはそんなんやんぺですってということになると、子どもさんらは、ちょっと何でないん、何でなくなつたん、というような気持ちになるということもいろいろ想定できると思いますので、実施するときのこの組み合わせですね、こういうあたりのところはどうか。

もしこれでよければ、このままで実施ということになる、一つの案にはなるかなとは思いますが。

事務局

いずれにしても、今日、かなりさまざまなご意見をいただいております。その中で、特に、やはり安全確保の面で、あるいは学校との役割分担なり、責任分担のルール化とか、そういう詳細の部分において、まだまだこれから詰めていかないといけないところが残っていると思います。いまのAパターン、Bパターンの組み合わせについても、5月にもうスタートしようかと、あと半年先の話なので、これからどう事業の詳細を詰めていくかということを検討する中で、Bパターンを最初に持つてくることはたして可能なかどうかとか、そういうことも含めて考えていかないといけないなと思っています。これは基本的な想定といいますか、枠組みとして、いまやろうとしている事業スキームがこのような想定だということでご理解いただければありがたいと思います。

大西会長

先ほどもご意見が出ていましたように、人員配置の基準に関しては、やっぱり見直しをかけていただかないといけないと思います。量的なものですが、それはやっぱり増やしていただくということは前提になるかと思えます。それと「統括責任者」の分掌と言いますか、管理の部分のところも入ってくると、それはなかなか大変になるのではないかなというように思えます。

し、そしたらどういう人が適任で、誰があるんやというところにもなりますので、そのへんも分化したような形で、人員をちょっと増やしていただいて、再度、お考えいただけることは可能でしょうか。それをちょっとご検討いただきたいと思います。

事務局

正直言います、やはりどうしても行政の仕事ですので、予算的な制約というのがありますから、直ちに、じゃあというような返事にはなかなかありません。

大西会長
事務局

それは無理ですね。

はい。いまこの場で確定的なお答えをすることはできないですが、この個々のその配置すべき人の役割ですとか、そこに何をしてもらうのかということをもう少しくクリアにさせてもらって、安全指導ということが、先ほど言いましたように、常時、監視なのか、見て回ってちょっとやり方まずそうやなというときに、いわゆる教育的な観点で指導するレベルなのかによって、必要とされる人数もやっぱり変わってくるのかなという気もします。実際のところ、いま何とも言いがたいんですが、何人の児童が同時にやってくるのかということによって、逆に、全くお話にならないよということにもなり得る可能性は確かに秘めているわけで、なかなか、いまここで確実にこういう方向でとは言い切りにくいので、ちょっとそこはご了承いただきたいと思います。

葛田委員

すみません、配置人員に関しても少しよろしいでしょうか。

ぜひ、子どもの権利、人権を尊重する大人の人を配置していただきたいというように思っています。そのためにはやっぱり配置人員の協力も大事ではないかと思うんですね。実際に某都市の放課後児童クラブのケースでいうと、そこにかかわる大人、指導員が暴言を吐いて、やっぱりそこは子どもが傷つくというケースありますよね、本当に日常的に。例えば管理といったときに、その管理という言葉から捉えると、子どもを強制的にどうかさせるといったときに、子どもが動かなかった場合、例えばおまえわかっているやろうなという脅しを入れるとか、やっぱり実際にあるわけですよ。おまえわかっているやろうなと言っておやつを食べさせないとか。

例えば、発達に課題を抱える子どもたちが指導員の言っている言葉を理解できない。そのことを指導員は理解できないので、長いこと罰として正座させるとかというようなことが現実の世界でやっぱり起きている。大きな校庭を提供するのであれば、それを私たちは、その校庭をどのような形にして子どもたちに提供するのか、そこにかかわる大人たちの、逆にモデルというものを見せていくということとはとっても大事なことになるので、どうぞどうぞ子どもの権利、人権、子どもの集団のことをきちんと理解している、子どもの発達を理解している人たちがかわっていただくといいなと思っています。

大西会長
事務局

はい、どうぞ。

いまのお話の中で、放課後児童支援員について、もっと人権についての理解があつたりとか、そういう質の確保というか、そういうような話もあろうかと思っています。まだ十分に示せていませんが、放課後における児童の活動の支援ということをしていただける人材を、という形で「統括責任者」を考え

ておりますので、ここに資格というか、条件というか、適性というか、そのへんのところももう少し記載させていただきたいと考えております。

また、少しお話があった、プレイリーダーであったりとか、ボランティアさんであったりとか、そういう方々については、ここにはいま記していない形です。ただ、そこにそういう人たちにもかかわってもらうということも可能性としては考えていけないといけないと思っています。ここは、もう本当に、最低の体制になっています。プラスアルファは何なのか、みたいなどころをまだ書ききれていませんので、書かせてもらわないといけないと思っています。また、配慮を要する子どもさんの場合、実際、何人が来るのかとか、どの程度入れるのかというのがわからない中で、例えば、いま子どもいきいき広場事業においても、結果として配慮を要する子が何人参加したという形で加算する補助金の制度があったりしますので、実際、委託になると難しいところもあろうかと思いますが、やっぱりその配慮を要する子が来たときの体制についても考えていけるような形のしくみを考えていけないといけない。このへんにつきましても、ご示唆いただけたらと思っています。

大西会長
代田委員

はい、どうぞ。

すみません、時間の都合もあろうかと思しますので、継続して、ということで、二つ、もう提起だけで議論は結構です。

一つは、モデル事業の実施方式、実施体制のところ、事業委託先選定、その基準というのが一定精査していく過程で慎重な議論が必要かなと思います。「放課後子供教室」、国の放課後子ども総合プランそのものが多様な事業者を想定していますので、その種別によって別に排除をかけないんですが、ただ、そもそもこの事業の目的というのは収益事業ではありませんし、子どもたちの発達権の保障であるとか、その地域におけるいろいろな資源の活用ということがありますので、ここでは多様な事業先を想定されているということですが、やはり、一定、選定基準はきちんと持っておきたい。その選定基準に則った選定の形であるとか、プロポーザルの評価点のつけ方というのが求められるかと思えます。たとえ多様であっても、その運営の中で、委託ということですが、もちろんそれは大前提としてお考えだと思いますけれども、例えばその企業さんなんかの収益を考えたときに、過多の収入があるような、つまりこの事業を通して、事業収益の比率がかなり高いようなことも、実は他都市ではあったんですね。やはり公的な資金であるとか、保護者からの徴収金で成立しているものの中で、収益をどの程度まで抑えるのかということは、委託内容に必ず設けられるべきかと思えます。私個人の意見としては、この順番、企業、公益法人、NPOとありますけれども、この順番、ちょっと企業が先に来ているなど思いながら見ていたんですが、ここはご一考いただけたらなというように思います。

もう一点は、モデル事業を終了したときの効果測定ですが、はたしてどういう効果があったのか、それが次の計画への盛り込みや、次のプランを考えていく中で、何をどう図っていくのかという物差しについて、いまのお話の中では非常に難しい。どんな効果があったのか。それはなぜ、何を生かして

いくのかという、その効果測定の基準や方法についても、終わってみて、さあ何を図りましょうということになりますので、今後の議論も必要かなと思っています。すみません、お時間いただきました。

大西会長

ありがとうございます。全くそのとおりで、その基準を早いこと示さないといけないのかなと思っています。

今日はちょっと、なかなかすぐには難しいので、次回ということで、その件を必ず盛り込んでいただきたいというように思います。

あと、ございませんか。

いま、かなりいろんなご意見が出ました。児童の安全のところから、責任の問題であるとか、いま、ご指摘いただいた選定の基準であるとか、そういったあたりのところがありますので、それらも一定、整理をした形で、次回、きちんとまた話をするということでもよろしくお願いします。

それから、もしいろいろなところでお気づきになったことが、この会議後にもありましたら、遠慮なく事務局のほうへご連絡いただいて、迅速な対応をしていかないと、時間のほうも短うございますので、そここのところの対応のほうもあわせてよろしくお願い申し上げます。

それでは次の案件で、案件2「児童の放課後対策に関する基本計画について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

はい。では、説明をさせていただきます。資料4「児童の放課後対策に関する基本計画に盛り込むべき内容（案）」をご覧くださいませでしょうか。

今後の審議により、内容を充実させていくということになりますが、児童の放課後対策に関する基本計画を策定するにあたり、盛り込むべき内容として、項目を記載させていただいたものでございます。

「(1) 背景、趣旨」についてですが、児童の放課後対策に関する基本計画の策定にあたりましては、すでに本市計画として策定されております、計画期間を平成27年度から31年度までとする「枚方市子ども・子育て支援事業計画」におきまして、施策目標5「子育てと仕事の両立」に「放課後児童対策の充実」の項目がありますので、その内容との整合を図っていくことが必要になってまいります。また、平成36年度までに延長となっております次世代育成支援対策推進法や、「枚方市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画の計画期間との整合も図りながら、計画期間を設定することが必要になってくるというふうに考えております。

次に、「(2) 基本方針」ですが、参考資料2になりますが、本市の「児童の放課後のありかたに関する基本的な考え方」を踏まえていただき、子どもの自主性や自己決定権の尊重など、第1回の審議会でも出ておりましたが、委員の皆様からのさまざまなご意見を反映していただく形でまとめていただければと考えております。

「3. これまでの取り組み」につきましては、昨年11月に実施いたしました児童の放課後の過ごし方に関する調査結果や、今回実施しております留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート結果等をまとめていただければと考えております。

「4. 枚方市の現状と課題」につきましては、一つ目に、留守家庭児童会

室の現状、二つ目に、放課後自習教室の現状、三つ目に、枚方子どもいきいき広場などの現状、四つ目に、その他としまして、地域における子育ての現状、そして、それらの項目における課題をまとめていただければと考えております。

「5. 目標等、具体的な方策、取り組み」につきましては、国が示しました「行動計画策定指針」を参考に記載しておりますが、市町村行動計画に盛り込むべき内容と記されている項目を基本にご検討いただきたいと考えております。

「6. 計画の推進体制と役割」につきましては、計画策定に至る経過と今後の進行管理などについてまとめていただきたいと考えております。

以上、基本計画に盛り込むべき内容として提案をさせていただきました。説明は以上でございます。

大西会長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました、児童の放課後対策に関する基本計画に盛り込むべき内容についてということで、資料4になります。いろいろと皆さんのほうからご意見を頂戴したいと思います。

何か、ございますか。この審議会での議論の内容や調査審議の進み具合によって、この内容は変わっていくという可能性があります。盛り込むべき内容の基本の項目としては、事務局から示された内容であるというようにご理解いただければと思います。

また、追加すべき内容とか、重点的に検討すべきものもあれば、あわせてご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

代田委員

すみません、二つだけ、よろしく願いいたします。

一つは、2つの事業を一体的にということ、(1)のところでは「一体的に」ということが出てきて、裏面にいきまして、(5)の③には「一体的または連携」という言葉が出ておりますが、国のほうでも微妙に示しているものが違っております。新しくやるのは一体的にやれと。段階的に、一体的にやったり、合計として一体的連携であってもかまわないよということなんですけれども、いま、ずっとその先の議題の中で言いますと、一体的な実施というのがはたして可能なかどうなのかということも含めて、今後の検討の課題なのかなと思います。また、連携についても、かなりいくつかのハードルがありそうですので、この計画の中で具体的にそれを考えていく必要があると思います。それに際して、すべての子どもの居場所を、ということでの事業展開をされるんですが、やはり留守家庭児童会室には留守家庭児童会室事業のニーズ、その機能、その役割というのがありますので、それは国が定めているとおり、その専用区画であるとか、職員の配置であるとか、留守家庭児童会室事業の目的というのが、この一体型の中で決して矮小化されることのないようにというのは必ず担保される必要があるかなと、私自身、考えております。その中で、すべての子どもたちとそれぞれのニーズに合った、これなかなか難しい調整事項かもしれないんですけれども、やはりそこを崩してしまうと、留守家庭児童対策事業、放課後児童健全育成事業が法制化された意義そのものまでぐらついてしまいますので、そこはきっちり

と独自の目的を踏まえていかなければいけないと思います。

いま資料を拝見していて、放課後児童支援員の確保がかなり課題になっているように読んだんですけれども、そこについても、先ほどの話にもありましたが、いわゆる資質、一定の資質を持った、児童にかかわっていく専門的な知識を持った大人の確保という点でいうと、実はこれが現実の課題になってくるのかなと思います。やっぱり最後は人です。どんな人かどうかわるのか。言ってみると、その人の養成や確保というのがやはり大事になってくるのではないかなと思います。そこにはおそらく処遇の問題もセットになってくるのかなと思いますけれども、ちょっとそんなことを思いながら読ませていただきました。

基本的にこの計画について賛成する立場で発言をさせていただいております。

大西会長

はい、ありがとうございます。

他、どうでしょうか。いかがですか。

多分、基本方針のあたりのところで、子ども・子育て支援事業計画とか、今まで策定されている計画の中にも出てくると思うんですが、先ほど代田委員がおっしゃった、一体的のあたりのところの問題なんですけれども、これはやっぱりいろんな人がいろいろあって、その人たちが、主体的に、いろいろな子どもの主体性を発揮できる、そういう場をつくるということ、大きな公園をつくるという、そういう人たちが全部入れるようなということを考えていくと、やっぱり「インクルージョン」という概念はきちんと明記しておくことが必要だというように思いますけれども、いかがでしょうか。

障害のある児童とか、また気になるお子さんに対しての対応も、インクルージョンの考え方で対応していくということが出てくるとカバーできるのかなというように思います。

大西会長

他、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、事務局から提案があったとおり、この児童の放課後対策に関する基本計画に盛り込むべき内容、先ほども申し上げましたように、基本的な事項としては、本審議会です承したということではよろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

大西会長

ありがとうございます。

それでは、案件はこの2件ということになります。

次に、報告ですが、報告1「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

では、説明をさせていただきます。

第1回の審議会におきまして、留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について、委員の皆様からいただきました意見を踏まえ、修正を加えまして、最終、大西会長にご確認をいただいて、資料1-1「児童用のアンケート用紙」、資料1-2「保護者用アンケート用紙」のとおり内容を確認いたしました。

委員の皆様にも確定分を送付させていただいておりますが、主な修正の内容は、審議会でもいただいたご意見として、質問の流れの整理のほか、保護者

分にも答えたくない質問には答えなくてよいという教示文の追加、児童の選択肢の「その他」がわかりにくいというご指摘もございましたので削除、枚方子どもいきいき広場についての注釈、父親・母親・その他保護者で尋ねていた帰宅時間の設問の一本化の修正などを行いました。その上で、後閑副委員長からのご意見もありまして、市職員にプレテストをお願いして、わかりにくい部分を指摘していただいた中、児童分の「答え」の欄の幅を広げる等の修正を行いました。

次に、資料1「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について」をご覧くださいませでしょうか。

「(3) スケジュール」に記載のとおり、10月16日から留守家庭児童会室よりアンケート調査用紙の配付を開始いたしました。対象は資料には約4,100人と記載しておりますが、平成29年10月1日現在の入室児童は4,092人となっております。長期のお休みの方などもおられるため、配付実数は若干少なめとなりまして、現在、回収分を集約中でございますが、現時点で確認できている数が3,391件、回収率は85.3%となっております。

今後は、委託業者により集計及び分析を行っていただき、12月15日頃までに各項目の単純集計の報告、1月31日までにアンケート調査結果報告書の作成を予定しております。

続きまして、資料2「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査の集計及び分析について」をご覧ください。

アンケートの集計結果より、留守家庭児童会室の利用の実態の詳細、利用の目的や期待する効果、満足度などを把握するとともに、留守家庭児童会室以外の放課後や土曜日の過ごし方の現状、学校での放課後活動への希望などを把握できればと考えております。

クロス集計による分析につきましては、児童及び保護者からの回答の内容につきまして、学年別、留守家庭児童会室に対する満足度、放課後の活動に対する参加希望などをもとにクロス集計を行い、どのような放課後の過ごし方を行っていて、児童や保護者がどのような放課後の過ごし方を望んでいるのかなど、検証できればと考えております。

なお、委員の皆様から、分析などにつきまして、追加のご意見などがございましたらお聞かせいただきたいと考えております。

留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査についての報告は以上でございます。

大西会長

ありがとうございました。

委員の皆様からアンケート調査の実施状況について、また、集計及び分析について、いま、ご説明があったとおりなんですけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

途中で配られたこれは何ですか。

事務局

アンケート調査において、実際に、子どもさんを通して、児童と保護者に配付させていただいた見本という形で、いまご確認いただけたらと思い、配付させていただきました。このような封筒に、児童用の調査用紙、保護者用の調査用紙、保護者あての依頼文を入れさせてもらって、アンケートをとら

せていただきました。審議会の中でご意見をいただいたように、児童がわからない場合には保護者のほうで支援を、ということも通知文の中に含ませていただく形でアンケート調査の依頼をさせていただきました。実物を見ていただけたらということで配付させていただきました。

大西会長 はい、何かありますか。

保護者用の調査用紙、これ、非常に丁寧にふりがなを振っていただいているんですが、保護者あての依頼文にふりがながないというのは、どうでしょうか。ここまで丁寧にしていただいたんでしたら、保護者あての依頼文にもふりがなを振っていただいたほうがよかったかなと思います。100%に近い識字率ということもあるんですけども、やはり海外の方もいらっしゃるわけですから、漢字で難しいということもあると思いますので、お願いをするときにやっぱりここまでやってたんやったら、もうちょっとやっていただけないかなと思いますけれども。

事務局 大変、申し訳ありません。ご指摘のとおりです。こちらのほうの確認漏れで、ふりがなを振り損ねております。

大西会長 他、何かございますでしょうか。

データとか、例えばクロス集計にこういうのもあればというようなことも出てくるかと思えますし、単純集計について、こういう形でやられるということで、資料2に示していただいておりますけれども、先ほども申し上げましたが、何かお気づきになった点でこういうところも必要だというようなことが出てきた場合は、事務局のほうまでご連絡いただいたらと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

大西会長 よろしゅうございますか。

では、アンケート調査を実施されて、保護者のほうから問い合わせとか、留守家庭児童会室の職員から何か意見などはありましたでしょうか。

事務局 保護者からの問い合わせなどはございませんでしたが、資料1-1をご覧くださいませでしょうか。「児童用アンケート」の問3のところですが、(9)と(10)の「答え」の欄の区切り線が抜けておりますが、これが回収した後に判明いたしました。回答時に区切り線を補っていただいたり、質問の位置に合わせて回答をいただいている例というものもあったんですけども、一定、判断をしないといけないという部分がありました。幸い(9)と(10)の設問の内容が異なるものであったため、どちらの回答であるのかを合理的に判断できるという箇所ではあったんですけども、基本的なミスにより、回答いただいた方には大変ご迷惑をかけたと反省しております。

なお、留守家庭児童会室の職員につきましては、配付及び回収に、ご理解、ご協力いただきましたので、滞りなくアンケート調査が実施できたというように考えているところでございます。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

他、委員の皆さんから、何か意見や確認すべき事項ということはございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

では、次第にあります報告1の案件「留守家庭児童会室の利用等に関するアンケート調査について」、進捗状況について報告を受け、確認したということによろしゅうございますか。

はい。では、次第に従いまして、あと残っているのは「その他」ということとなりますけれども、何かございますか。

事務局

参考資料4をご覧くださいませでしょうか。「用語の取り扱いについて」と書いておりますが、「児童」と「放課後」をあげております。審議会におけるさまざまな発言につきまして、「児童」と「子ども」、また、「放課後」と「放課後等」の使用につきまして、審議の内容や対象を明確にするため、会議録の作成時等に統一させていただくということがございますので、委員の皆様にお示しをさせていただきました。

以上でございます。

大西会長

ありがとうございました。

審議会での説明や発言などの使用においては、統一的な使用が図られるということですので、その点、よろしく願います。

今日の審議においても、いろんな子ども、「児童」、「生徒」、「子ども」と、いろんなご発言がありましたので、そのあたりのところは統一的に使っていくということになりますので、ご了承いただきたいと思います。

それから、会議の運営においても、実際の発言内容によらず、統一的な使用もあわせて、まとめさせていただくことがあると思いますので、その点も発言内容のところでもそういうところがあるということをご理解いただきたいというように思います。

その他、ございますか。よろしゅうございますか。

事務局

今後のスケジュールについて、ご確認いただきたいということで、参考資料5をご覧くださいませか。

今後の審議会の予定としまして、今日、10月31日の第2回の審議会をしまして、次回、12月22日を予定しております。その後、「中間まとめ」ということを考えておまして、3月中旬には第4回の審議会というように、今年度中の流れを予定しておりますので、委員の皆様にはご確認いただければと思っております。

大西会長

それでは、次回が12月22日、3時ということになります。皆さん、ご予定のほう、よろしくお願い申し上げます。

他にございますか。委員の皆様、何か言い残したことはたくさんあると思うんですけども、何かございましたら、この際、ご発言いただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。本当に皆様、ありがとうございました。お疲れさまでございました。